

# ビーチパトロールマニュアル



平成22年5月31日

御前崎市渚の交番プロジェクト

## 目 次

1. 海岸パトロール実施者の心得
  - 1-1 任務
  - 1-2 心構え
  - 1-3 パトロール実施者及びパトロール車両運転者
  - 1-4 活動内容
  - 1-5 関係機関との連絡
  - 1-6 個人の携帯備品及び服装
  - 1-7 活動報告
  - 1-8 事故報告
  - 1-9 資格取消
  - 1-10 報告・連絡・相談
2. 具体的事務
  - 2-1 始業前ミーティングの実施
  - 2-2 巡回パトロール
  - 2-3 車両及び機材の整備点検
  - 2-4 終業ミーティングの実施
3. 活動推進施策及び注意事項等
  - 3-1 パトロール車両の走行方法
  - 3-2 各種啓蒙及び安全指導
  - 3-3 車上荒らし啓蒙
  - 3-4 海難救助・救護活動
  - 3-5 不法行為の発見
  - 3-6 海岸ゴミの対応
  - 3-7 漂着生物への対応
  - 3-8 各種利便施設・看板・侵入防止杭等の破損
  - 3-9 交通事故対応
  - 3-10 情報の取扱

# 1. 海岸パトロール実施者の心得

## 【1-1】任務

年間の海岸パトロールを通じ、貴重な観光資源である海とその周辺の安全と環境を守り、海岸利用者が安心して楽しく快適に利用できる海岸作りを目指し、地域振興・地域経済の活性化へ寄与する。

## 【1-2】心構え

- ・ 海岸パトロールの実施者としての自覚及び使命を認識し、水難事故防止及び利用のマナーについて、他の模範となるよう努める。
- ・ 活動に関わる全ての知識・技術向上に努め、有事の際にいつでも対応できる体力づくりを怠ってはならない。

## 【1-3】パトロール実施者及びパトロール車両運転者

パトロールは、御前崎市渚の交番プロジェクト会員で構成される。パトロール車両運転者は、心身共に良好な者が、交通法令を遵守し、安全に責任をもって運転を行う。また、一般道路以外(海岸等)を走行する場合、利用者や自然環境に配慮し、安全な運転を行う。(青パトの許可後は、青色パトロール講習を受講した者が運転を行う。)

## 【1-4】活動内容

### 1) 安全面

- ・ 利用者に対しての安全で楽しく利用して頂く為の情報提供
- ・ 海岸危険箇所の把握並びに報告
- ・ 水難事故防止の啓発
- ・ 傷病者に対する対応

### 2) 防災面

- ・ 津波警報などの災害情報発令時の初動対応
- ・ 海岸利用者に対する防災情報の伝達及び周知

### 3) 環境面

- ・ 海岸乗り入れに対する啓発及び抑止活動
  - ※ 本団体の車両は現在乗り入れ許可を得ていないため、人命に関わる非常時以外乗り入れてはならない。
- ・ 海岸利用者に対しマナーの向上を図る活動
- ・ 大型漂着ゴミ・危険物や不法投棄の把握並びに報告
- ・ その他必要と思われる活動

### 4) 防犯面

- ・ 海岸付近の車上荒らし多発地域の自主的防犯活動
- ・ 海岸利用者に対する防犯啓発

### 5) その他

- ・ 海岸利用状況の把握のための調査
- ・ 上記事項の為必要と思われる活動

#### 【1-5】関係機関との連絡

原則的に関係機関との連絡は事務局経由で行うが、緊急時やその他必要と思われる場合はこの限りではなく、警察・消防・海上保安署・市役所等と連絡を行わなければならない。その際は必ず、連絡の時間及び内容等を事務局へ報告しなければならない。

※連絡先は 関係機関連絡先 を参照

#### 【1-6】個人の携帯備品及び服装

市より支給された腕章を着用する。今後、ユニホームが整備されれば、順次その服装を正しく着用する。

- ・ 保有資格証
- ・ 腕時計
- ・ 筆記用具
- ・ 携帯電話
- ・ 本団体が保有するパトロール備品

#### 【1-7】活動報告

海岸パトロール実施者は1-4に掲げる活動において何らかの対応をした場合は、発見・対応時刻とその状況などについて活動日報に記載し、報告を行う。

#### 【1-8】事故報告

活動中、救助や救護等が必要な事故に遭遇するなど、これらに関与した場合速やかに事務局に報告し、終了後海岸パトロール救助救護記録書を提出しなければならない。

5. 資料【5-3】記入例参照

#### 【1-9】活動資格の取り消し

以下に該当する者は、海岸パトロール実施者の資格を失い、活動を行うことはできない。

- ・ 心身の故障やその他の理由により、活動を行うことが困難な者
- ・ 本活動の趣旨に賛同できない者
- ・ パトロール実施者としてふさわしくない行為があった者
- ・ 本人の活動を行わない旨の申し出によるもの

#### 【1-10】報告・連絡・相談

パトロール実施者は、異常を発見した際や、対応について不明な点が生じた場合などは、随時事務局へ報告・連絡・相談を行わなければならない。

なお、事務局以外の機関へ緊急を有する連絡が必要な場合、状況内容に応じて4. 関係機関連絡先を参照し連絡する。その地点は5. 資料【5-1】パトロールマップを活用し連絡する。

## 2. 具体的業務

### 【2-1】始業前ミーティングの実施

- ・ 気象や海象を始めとした注意事項の把握、休日当番医、重点ポイントの確認
- ・ 運転責任者の選定
- ・ 車載資材の確認
- ・ 車両運行前点検の実施
- ・ 車両走行メーターの確認

### 【2-2】巡回パトロール

- ・ 海岸利用状況調査
- ・ 安全、防災、環境、防犯、各観点の総合的なパトロール及び啓蒙
- ・ 上記に関わる応急的対策の実施
- ・ 有事の救助及び救護
- ・ 異常発見時の関係機関への通報
- ・ 活動実施時の記録等
- ・ その他活動の趣旨を遂行するにあたり必要と思われること

### 【2-3】車両及び機材の整備点検

- ・ 給油、洗車(車両の下回りを念入りに洗浄すること)
- ・ 使用機材の整備

### 【2-4】終業ミーティングの実施

- ・ 計測データの集計
  - ・ 車両メーターの確認
  - ・ 特記事項の確認及び報告
  - ・ 活動にあたり、改善点や提案等の検討
  - ・ 活動費を受け取り、受け取りや確認の署名押印
- ※救助事案や自然災害等が発生した場合はこの限りでなく、人命最優先とし、適宜手順、活動内容等を変更する。

### 3. 活動推進施策及び注意事項

#### 【3-1】パトロール車両の走行方法

パトロール車両運転者は、交通法令を遵守し、同乗者は周囲の安全確認に努め、安全に走行しなければならない。(警察の許可以降青色回転灯を点灯させ走行する。)

※ 海岸での緊急走行は許可後定める。

#### 【3-2】各種啓蒙及び安全指導

この事業において、原則的に権限や強制力は存在しない。目的は、取締りを行うことなく、海岸利用者が安心して楽しく快適に利用できる海岸作りを目指すことである。このため、服装や言葉使いには十分注意し、注意・命令のような高圧的な態度は慎み、説明して理解を得ることが重要である。

#### 【3-3】車上荒らし啓蒙

- ・ 海岸沿いの細い道等通行量が少なく人目につかない所や、他県ナンバー、サーファーの車両は被害に遭いやすいので注意・啓蒙を重点的に実施する。
- ・ 警察情報の犯罪発生箇所図を確認し、重点ポイントを認識しておくこと
- ・ 駐車場の利用、貴重品の持ち出しや、鍵を隠さず身につけるよう啓蒙を行う。

#### 【3-4】海難救助・救護活動

海難救助活動は自然状況下のもと実施され救助者・被救助者双方の人命に関わる事から、状況に応じた的確な判断をもって、慎重かつ迅速に、組織的な対応を行わなければならない。

- ・ 救助・救護の指揮者は、原則として車両運転者が行う。
- ・ 救助を行う際は事務局へ速やかに応援を要請し、必要に応じ関係各機関へ連絡を取り、優勢順位を的確に判断、最良の救助方法を選択し、安全・確実に救助を行う。なお、発生場所等は添付5. 資料【5-1】パトロールマップを活用し、報告を行う。
- ・ 時間経過や状況の記録を必ず行い随時事務局と連絡をとる。
- ・ 救護を施す際には状況をよく観察し、処置はあくまで応急処置に過ぎないことを説明し、経過によって医師の診察を受ける必要がある事の説明を忘れてはならない。状況に応じて病院の案内や救急搬送を要請する。
- ・ 簡易に終了した場合においても、救助・救護の内容を海岸パトロール救助救護記録書に記入し、事務局へ報告しなければならない。なお、記入方法については5. 資料【5-3】記入例を参照すること。

#### 【3-5】不法行為の発見

車上荒らしをはじめとした各種犯罪行為や不法投棄等を発見した際には、関係各所へ速かに通報を行う。現場を目撃した場合には無理な追跡等はせず、人数・人相・体格・服装・車種や色・ナンバー等の特徴、逃走方向を控え、速やかに通報する。

※ 刑事訴訟法第213条【現行犯逮捕】「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕できる。」が、危険を伴う可能性があり、原則的に積極的に行わず、最大限の情報を捜査機関へ提供する事とする。

### **【3-6】海岸ゴミの対応**

ゴミは景観の悪化だけでなく、場合によっては、爆発・火災・怪我・感染等の危険性があるものもある。不法投棄、大型のゴミ等は、安全で目立たない場所まで移動し、小さな放置ゴミは回収し、共に管轄の役所へ報告し指示を仰ぐ。移動することが困難な場合、物理的あるいは安全上問題が危惧される場合は、通報後、囲いや看板により立入りを制限する必要がある。

### **【3-7】漂着生物への対応**

生物の漂着を発見した場合、感染・怪我等の二次災害の危険を考慮し、素手で触れてはならない。ウミガメ等の場合は、市教育委員会へ報告する。鯨類等の生物や大型生物は、写真記録をとり、大きさや場所等を市役所に報告し、指示を仰ぐ。生物が、大量に漂着している場合、環境等に異常がある可能性があるため、これも速やかに状況を報告する。

### **【3-8】各種利便施設・看板・侵入防止杭等の破損**

簡易に復旧が可能なものは、復旧作業を実施し、協会並びに必要なに応じて関係機関へ報告を行う。復旧が困難なものについては、利用者に危険が及ぶものは応急的な安全措置を講じ、事務局を通じて市役所に報告する。

### **【3-9】交通事故対応**

交通事故の現場に遭遇した場合、速やかに現場の状況を観察し、二次災害の防止に努める。傷病者の有無を確認し、協力者を得ながら交通・人員整理、通報、救護措置を行い、消防・警察への引継ぎを行う。

※ 万が一、交通事故を起こしてしまった際は、応急処置を優先的に、二次災害の防止に努め、人身事故・物損事故問わず、速やかに警察・消防・事務局に通報し、対処を行う。

### **【3-10】情報の取扱**

活動中に知り得た個人情報他他人に漏洩してはならない。また、記録用の写真撮影においても十分な配慮を行い、必要に応じて被撮影者の了承を得る事。